

**65歳以上の皆さんへ
長寿手帳を交付しています** ☎ 長寿介護課 73-3017

県発行の長寿手帳を県内の指定公共施設で提示すると、入場料などが無料または割引になります。

利用できる施設
宗吉かわらの里展示館、栗林公園、県立ミュージアムなど
※施設により、要件が異なります。

対象 市内在住の65歳以上の人
申請先 長寿介護課または各支所
マイナンバーカードや運転免許証など年齢が確認できるものを持参してください。



遺児年金を支給しています ☎ 子育て支援課 73-3016

対象 遺児の親権者または現に遺児を監護し、市内に住民登録がある人
※遺児とは、次のいずれかに該当する義務教育終了前の子どもです。
①父母が死亡 ②父または母が死亡
③父母または一方が1年以上生死不明
※離婚後に死亡、再婚または事実婚した場合は、該当しません。

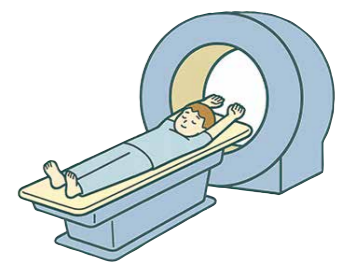
支給額 遺児1人につき、月額1万円
申請先 子育て支援課または各支所
現在、受給している人には『現況届』を送付します。4月30日(木)までに提出してください。



**申し込みは4月14日(火)まで
国保人間ドックを受けましょう** ☎ 健康課 73-3014

対象 市内に住民登録がある国民健康保険被保険者のうち、昭和27年4月1日～昭和62年3月31日生まれの人
※国民健康保険の適用開始日と三豊市に住民票を移した異動日が、令和8年4月1日以前の人に限りです。

申請方法 3月下旬に郵送済みの申込書を健康課または各支所へ提出
提出期限 4月14日(火)まで
※期日を過ぎると、受け付けできませんのでご注意ください。



国民年金のお知らせ ☎ 市民課 73-3005
普通年金事務所 0877-62-1662

令和8年度の保険料は、月額17,920円
毎月の保険料は、納付書や口座振替、クレジットカードで納めることができます。
また、6カ月、1年など定められた月数分をまとめて前払いすると、割引が適用されてお得です。



産前・産後期間の国民年金保険料免除制度
国民年金第1号被保険者が出産した場合、産前・産後の一定期間は、国民年金保険料を納付したとみなされ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

- 免除期間**
- ・出産(予定)日が属する月の前月から4カ月間
 - ・多胎妊娠の場合は、出産(予定)日が属する月の3カ月前から6カ月間
- ※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産で、死産や流産、早産の場合を含む。
- 届出時期** 出産予定日の6カ月前から可能
申請場所 市民課または各支所、年金事務所
持ち物
- ・基礎年金番号が分かる書類
 - ・マイナンバーカードなど本人確認ができるもの
 - ・母子健康手帳

学生納付特例制度
20歳以上の学生は、本人の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度があります。

承認期間 4月～翌年3月
申請場所 市民課または各支所、年金事務所
持ち物

- ・基礎年金番号が分かる書類
- ・マイナンバーカードなど本人確認ができるもの
- ・学生証のコピー(有効期限が表記されているもの)または在学証明書(原本)

※制度の対象とならない学校もあります。

**社会保険労務士による
無料出張年金相談** 要予約

日時・場所 4月8日(水) 危機管理センター
21日(火) 山本庁舎
午前10時～午後3時

持ち物

- ・基礎年金番号が分かる書類
- ・相談者の本人確認ができるもの
- ・代理人の場合は、委任状および代理人の本人確認ができるもの

▶**申し込み・問い合わせ**
街角の年金相談センター高松 ☎087-811-6020

**マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として
利用できるようになりました** ☎ 健康課 73-3014

デジタル庁では、マイナンバーカードで医療機関や薬局を受診できる情報連携システムの整備を進めています。
これを受け、市でも4月からマイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用できるようになりました。情報連携システム対応済みの医療機関および薬局で、次の受給者証の提示が不要になります。

対象の受給資格者証

- ・子ども医療費
- ・ひとり親家庭等医療費
- ・重度心身障害者等医療費

※紙の受給者証の交付を廃止するものではありません。
※紙の受給者証の提示で受診することもできます。

利用方法

⚠️ **マイナンバーカードの健康保険証の利用登録(マイナ保険証)が必要です**
医療機関などに設置しているマイナンバーカードの読み取り機で、マイナ保険証をかざし、『医療費助成の各種受給者証を利用する』を選択してください。

←マイナンバーカード読み取り機

▲詳細はこちら

**医療費助成制度(子ども・ひとり親家庭等・重度心身障害者等)を利用している皆さんへ
学校などの管理下で生じた負傷・疾病は
『災害共済給付制度』を優先してください** ☎ 健康課 73-3014

『医療費助成制度』ではなく『災害共済給付制度』を
学校や保育施設などの管理下で生じた災害(負傷・疾病)で医療機関を受診する際は、医療費助成制度(子ども・ひとり親家庭等・重度心身障害者等)の受給資格者証は提示せず、一旦、医療費の自己負担分を支払ってください。
その後、学校などを通じて、日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の申請をしてください。
※市立の学校などは、日本スポーツ振興センターに加入しており、掛け金は市と保護者で負担しています。

なぜ『災害共済給付制度』が優先なの?
本来、災害共済給付制度で賄われるべき医療費の自己負担分を、医療費助成制度により市が負担することは、将来的な医療費助成制度の安定した運営に支障をきたすことにもつながるため、ご理解とご協力をお願いします。
※災害給付の対象外となる場合は、健康課までお問い合わせください。

問い合わせ先

- ・医療費助成制度のこと…健康課
- ・災害共済給付制度のこと…各学校など

